

田子町美しいまちづくり条例  
解説付き

平成26年9月12日  
条例第17号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 環境保全（第7条－第11条）
- 第3章 環境美化（第12条－第17条）
- 第4章 雑則（第18条－第21条）
- 附則

前 文

私たちは、みどり豊かな山々や清らかな川など恵まれた自然とともに生活をしてきました。先人の努力によって受け継いできたこのみどり豊かな自然環境は、かけがえのない共有の財産であり、これらを次世代に引き継いでいくことは、私たちの願いであり責務です。

しかし、近年の経済活動の進展に伴い、廃棄物などの不法投棄や放置など自然環境に影響をおよぼすことが増加してきました。ひとたび廃棄物などの不法投棄などにより環境が汚染されると、その原状回復と環境の再生には多大な時間や労苦が必要であることを、過去の事案から今日に至る過程において私たちは学びました。この教訓を生かし、美しいまちづくりを次世代に伝えていく必要があります。

ここに私たちは、田子町のみどり豊かな自然環境が、かけがえのない共有の財産であることを認識し、恵み豊かな美しいまちにするため、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然の恵みに感謝し、人と環境が調和した健康で安全かつ快適な生活を営むことができる郷土を次世代に引き継ぐため、住民等、事業者、土地の所有者が相互に町と協働して、美しいまちづくりのための取組を推進することにより、生活環境の向上を図ることを目的とする。

【解説】

○私たちは、緑豊かな山々と豊かな川など、恵まれた自然とともに生活してきました。しかし、近年は、ごみの不法投棄があとを絶たないほか、飼い犬のふんの放置などの苦情も数多く寄せられています。これらの問題を解決し、良好な生活環境の向上を図るため、この条例を制定するものです。

○良好な生活環境の向上を図るためには、行政と民間の協働が必要不可欠です。「協働」とは、町、住民、事業者などが対等の関係の下に、共通の目的を達成するため、それぞれの得意分野や特徴を生かし、お互いを尊重して助け合いながら積極的に参画することをいいます。

○田子町民憲章の第1章でも、「みどり豊かな美しい町にしましょう」と謳い、その解説では、「田子町は、山のみどりにつつまれた美しい町です。川は清らかに流れ、空気もきれいです。これら自然の恵みは、町の産業をつちかい、くらしをうるおし、かけがえのない歴史と文化をはぐくんできました。わたくしたちは、この心あたたまると美しいふるさとを、後の世にひき継ぐためにも、大自然を大切に、住みよい環境を育てていきたいとねがっています。」としています。

#### 【用語】

○「生活環境」とは、私たちが日常生活を営む上で関係のある環境すべてのことです。

#### （用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

- 一 住民等 町内に居住し、または滞在し、もしくは町内を通過する個人をいう。
- 二 事業者 町内で事業活動を行う法人または個人をいう。
- 三 土地の所有者 町内の土地の所有者、占有者または管理者をいう。
- 四 飼い主 犬などの愛玩動物を所有し、または飼養管理している個人、法人及び団体をいう。

#### 【解説】

○それぞれの用語の解説を行っています。

#### 【用語】

- 「居住」とは、住民登録の有無に関わらず実際に田子町内に居住することをいいます。
- 「滞在」とは、居住する者のほか、田子町内に通勤する者、通学する者、田子町への訪問者、旅行者などもこれに該当します。
- 「通過」とは、田子町内に滞在しないまでも、自動車などで通過することをいいます。
- 「事業者」とは、繰り返し一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。したがって、法人、個人などの事業形態や、小売業、農業などの事業内容の別を問わず、また、田子町内に事務所または事業所を有するか否かを問わず事業を行う全ての者が対象となります。また、営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含まれ、公共事業の主体としての町も事業者に含まれます。
- 「愛玩動物」とは、かわいがって飼う動物で、犬、猫、その他の動物をいいます。

(住民等の責務)

第3条 住民等は、日常生活において居住し、または滞在し、もしくは通過する地域の環境保全及び環境美化に努めるものとする。

2 住民等は、環境美化の促進を図るため、地域における清掃等の実践活動に自主的に参加するよう努めるものとする。

3 住民等は、環境美化の促進を図るため、町が実施する施策に協力するものとする。

【解説】

○住民等が美しいまちづくりのために果たすべき責務について規定しています。

○第1項では地域の環境保全と環境美化を、第2項では自治会等が行う清掃活動等への参加を、第3項では町が実施する空き缶類、ごみくず等、廃品類などの廃棄物の不法投棄または放置や散乱を防止するための施策への協力を求めています。

【用語】

○「責務」とは「義務」と似た言葉であり、義務よりも広範囲な意味を持ち、責任として果たすべき務めという意味があります。本条例では、第3条から第6条まで、それぞれ住民等、事業者、土地所有者、町の責務を規定しています。

○「環境保全」

自然の保護が人間の住環境を保全することになるという見地から、環境破壊を防止し、自然保護を図ることをいいます。水質保全や廃棄物の削減、汚染物質からの環境負荷の低減などが主要な課題です。本条例では、第7条から第11条までそれぞれ環境保全のための取り組みを規定しています。

○「環境美化」

放置、散乱ゴミや不法投棄をなくし、清潔なまちづくりを進めることを意味しています。また、町並みや土地固有の景観を整えること、花や緑が多いことなども含んでいます。

本条例では、第12条から第17条まで、それぞれ環境美化のための取り組みを規定しています

○「空き缶類」

解説にある「空き缶類」とは、飲食物等を収納し、または収納していた缶、びん、ペットボトル、その他プラスチック製の容器、紙製のパックなどを指し、空の容器ばかりでなく、中身の入っているものや残っているものも含まれます。

○「廃品類」

解説にある「廃品類」とは、有価物であるか否かを問わず、その使用を廃止し、または廃止したと推定されるものをいいます。電気製品類、家具類、暖房器具類、建具類、寝具類、建材類、自転車や自動車及びその部品など、生活によって生じる一切の物品がその対象となります。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、当該事業所等及びその周辺において環境保全及び環境美化に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずる一切の廃棄物の不法投棄または放置並びに散乱を防止するとともに、再資源化を行うなどの措置を講じるものとする。

3 事業者は、当該事業所等及びその周辺において清掃活動に努めるものとする。

4 事業者は、町が実施する廃棄物の不法投棄または放置並びに散乱を防止する施策に協力するものとする。

【解説】

○美しいまちづくりのため、事業者が果たすべき責務について規定しています。

第1項では事業活動を行う上で環境の保全と美化に配慮すること、第2項では空き缶類やごみくず及び廃品類などの一切の廃棄物の不法投棄または放置並びに散乱の防止と再資源化を、第3項では地域における清掃活動を、第4項では町が行う施策への協力を求めています。

(土地所有者の責務)

第5条 土地の所有者は、その所有し、占有し、または管理する土地の環境美化に努め、廃棄物が捨てられないようにするための措置を講じ、また、除草を行うなど雑草類の繁茂を防止するよう努めなければならない。

2 土地の所有者は、町が実施する環境美化を促進する施策に協力するものとする。

【解説】

○土地所有者が美しいまちづくりのために果たすべき責務を規定しています。第1項では、土地の適切な管理を、第2項では町が実施する施策への協力を規定しています。

【用語】

○「占有」とは、自己の利益とする意思をもって物を所持することをいいます。例えば、畑を貸してもらい、そこで耕作している場合、その人は畑を占有していることとなります。物を占有するに当たっては、この例のように、その物の所有権を有しているかどうかは関係がありません。

○「所有」とは、ある物の所有権を有していることをいいます。なお、実際にその物を占有しているかどうかは関係がありません。例えば、金融機関にお金を預けた場合、このお金を占有しているのは金融機関ですが、所有しているのは預けた人となります。

○「管理」とは、所有者の依頼を受けて、その保存や利用を行うことをいいます。

○「雑草類の繁茂」とは、土地に雑草や木々が生い茂り、または枯れたまま放置されることにより火災、病害虫の発生その他近隣の生活環境を著しく損なう原因となるような状態をいいます。

(町の責務)

第6条 町は、次に掲げる事項について必要な施策を講じるものとする。

- 一 美しいまちづくりの推進に関する事
- 二 廃棄物などの不法投棄、放置及び散乱並びにふん害及び雑草類の繁茂の防止に関する事
- 三 環境保全及び環境美化を促進する教育、学習及び啓発に関する事

2 町は、前項の施策を推進するため、住民等、事業者及び関係する者に対し必要な助言及び協力等を要請することができる。

**【解説】**

○美しいまちづくりのため、町が果たすべき責務について規定しています。第1項では施策の実施、第2項では自治会等の関係者への協力の要請等について規定しています。

**【用語】**

○「美しいまちづくりの推進」とは、環境保全や環境美化の施策を取り組むことにより、誰もが快適に過ごせる美しい田子町の実現を目指すものです。

## 第2章 環境保全

(資源の循環的な利用等の推進)

第7条 町は、環境への負荷の低減を図るため、住民等及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるように、必要な措置を講じるものとする。

- 2 町は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量及び資源の循環的な利用が促進されるように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 町は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じるものとする。

**【解説】**

○環境への負荷を減らすために、廃棄物の適正な処理を進めていくとともに、廃棄物の発生抑制、再利用、再利用できないものを再生資源とするために必要な措置を講じることとしています。

○また、第3項は、町も一つの事業者、消費者として、環境に配慮した製品等を利用することを規定しています。

**【用語】**

○「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

- 「廃棄物の減量」とは、日常生活や事業活動から排出される廃棄物の量を減らすことを基本に、廃棄物が適正に処理されるよう必要な施策を講じることが必要であることを示したものです。
- 「資源の循環的な利用」とは、廃棄物の減量とともに再利用及び再生利用を推進し、資源の再利用を図ることが重要であることを示したものです。
- 「環境への負荷の低減に資する製品等」とは、再生資源やその他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等を指します。原材料としては、古紙や空き缶、製品としては再生資源を利用した製品や包装材、燃焼効率の良い自動車、役務としては公共交通の利用などがあげられます。

(投棄及び焼却の禁止)

第8条 法第16条の規定に基づき、住民等、事業者及び土地の所有者は、自己または他人の土地に廃棄物を投棄し、または放置してはならない。

2 法第16条の2の規定に基づき、住民等、事業者及び土地の所有者は、自己または他人の土地で、廃棄物を焼却してはならない。

【解説】

- 空き缶類、ごみくず、廃品類等その他一切の廃棄物を、第1項では公共の場所や自己及び他人が所有し、占有し、または管理する土地に捨てること、放置することを禁止し、第2項では焼却することを改めて法の規定及び趣旨に基づき禁止としています。
- 行為の場所を「公共の場所」に限らず、自己及び他人の土地とした理由は、現に住民から、空き缶類、ごみくず等、廃品類の投げ捨てや焼却などの苦情が寄せられており、これらを禁止することが、美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図るために必要であるからです。

(環境保全型農業の推進)

第9条 美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図るために、農地を所有し、または農地を貸借している住民等及び事業者は、農地が有する環境の保全に資する多様な機能を維持するとともに、化学肥料及び農薬の適正な使用等環境への負荷を低減する営農活動を促進するものとする。

【解説】

- 田子町の基幹産業が農業であることから、営農活動による環境への負荷を低減することを規定しています。

【用語】

- 「環境保全型農業」  
農林水産省の定義によれば、「農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和な

どに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」とされています。

○「農地が有する環境保全に資する多様な機能」

農地は、農産物の供給という経済的な側面ばかりでなく、他にも非常に重要な役割を担っています。例えば、洪水防止、土壌浸食防止、水源かん養、水質浄化、有機性廃棄物処理、気象緩和、生態系保全など、私たちは農地から数多くの恩恵を受けています。そうした働きは農地のもつ公益的機能ともいわれます。

(持続可能な林業の推進)

第10条 山林を所有する住民等及び事業者は、森林が有する多面的な機能を維持し、環境保全と持続可能な営林活動をするため、伐採跡地の植林、適正な保育管理及び除間伐の実施を促進するものとする。

【解説】

○田子町の約8割は山林であり、環境保全のために大きな役割を担っていることから、営林活動の促進について規定しています。

【用語】

○「森林の有する多面的な機能」

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。日本学術会議の答申では、森林には、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能があるとされています。

(住民等の自発的な活動の推進)

第11条 町は、住民等、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じるものとする。

【解説】

○今日の日常生活に起因する環境問題に対処するため、住民や事業者が組織的に環境保全等に関する活動を行うことが必要であることから、これらの活動が促進されるように必要な措置を講じることを規定しています。

第3章 環境美化

(ごみ集積所等の清潔の保持)

第12条 住民等は、ごみ集積所等の清潔の保持のため、ごみ袋の破損により家庭ごみの散乱並びに汚水の漏えいがないように排出するものとする。

2 住民等は、ごみ集積所等及びその周辺の衛生管理に努めるものとする。

**【解説】**

○ごみ集積所の衛生管理について定めています。ごみの集積所は、自治会等が設置していることから、ごみ集積所を利用する住民にその衛生管理を求めるものです。

(喫煙の遵守事項)

第13条 喫煙する者は、歩行中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持しないように努めるものとする。

2 たばこの吸い殻入れが設置されていない場所で喫煙をする者は、吸い殻を携帯用吸い殻入れに収納するなどし、これを持ち帰り適切に処理するものとする。

3 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱防止について、消費者に対する啓発に努めるものとする。

**【解説】**

○たばこの火による周囲への火傷、被服への被害を防止するための規定です。

○「歩行中」とは、道路交通法で規定する歩行者が歩行するときを指します。したがって、車いすや歩行補助車等を使用している者も対象とします。

○たばこを販売する小売業者は、事業者の責務として、消費者に対して吸い殻のポイ捨て防止の啓発を行うこととしています。

(飼い主の遵守事項)

第14条 飼い主は、犬などの愛玩動物が近隣住民の生活環境を害さないようふん害の防止に努めなければならない。

2 犬の飼い主は、犬を連れて歩くときは必ず綱等をつなぐとともに、ふんを処理するための用具等を携行するものとする。

3 犬の飼い主は、犬が公共の場所及び自己または他人の土地でふんをしたときは、直ちに回収し適切に処理しなければならない。

**【解説】**

飼い犬などの愛玩動物の飼い主が果たすべき責務を規定しています。

**【用語】**

○「ふん害」

犬などの愛玩動物のふん尿により、道路、河川敷、水路、公園その他公共の場所及び自己または他人の土地を汚すことをいいます。犬などの愛玩動物のふん尿の不始末により、公共の場所や自己または他人の土地を汚し、その場所等の所有者、その場所を利用する者にも、不快感、被害を与えています。これらの不快感、被害を与えることもふん害です。

(自動販売機の適正管理)

第15条 飲食料の空き缶、空きびん及びペットボトルなどの容器の投棄、放置及び散乱を防止するため、自動販売機により飲食料を販売する者は、当該自動販売機の設置場所に回収容器を設置し、これを適正に管理するものとする。

【解説】

自動販売機で販売する飲食料の空き缶や空きびん、ペットボトルなどの容器のポイ捨てを防止するため、自動販売機に回収容器の設置を求めるものです。

【用語】

○「回収容器」とは、空き缶、空きびん、ペットボトルその他プラスチック製の容器や紙類の容器を回収するための容器であって、材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること、容積は、空き缶類の散乱を防止するために十分であることなどが求められます。また、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、空き缶類の投入に支障のない位置に設置しなければならないとしています。

(環境美化の日)

第16条 町は、地域における環境美化について、住民等及び事業者の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

2 環境美化の日は、町長が別に定める。

【解説】

○良好な生活環境を創っていくためには、住民等及び事業者の関心と理解を深めることが必要であることから環境美化の日を設けるものです。環境美化の日は、清掃活動のほかにも、環境美化について家庭や職場などで話しあい、理解を深めることを期待しています。

(環境美化推進員)

第17条 町は、廃棄物の不法投棄、放置及び散乱防止並びに地域の環境美化活動の推進を図り、その取り組みを見守るため住民からなる環境美化推進員を委嘱することができる。

## 2 環境美化推進員の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

### 【解説】

- 地域ぐるみの廃棄物の不法投棄、放置及び散乱防止並びに地域の環境美化活動を進めるために、その推進役として環境美化推進員を設けることとしています。
- これまで設置されてきた田子町廃棄物減量等推進員をこの環境美化推進委員に置きかえるものとします。

## 第4章 雑則

### (通報)

- 第18条 住民等及び事業者は、第8条に規定する禁止行為を行っている者、またはその事象を発見した場合は、遅滞なくその旨を町長に通報するよう努めるものとする。
- 2 町長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

### 【解説】

- 第1項では、住民等、事業者及び土地の所有者が第8条に規定する不法投棄や放置及び焼却などを発見したときは、町長に通報するように規定しています。
- 第2項では、不法投棄などの通報を受けた場合、町だけでは解決が難しいことから、県の廃棄物に関する部署の出先機関である環境管理事務所や警察と連携して解決を図るため、警察等に通報することを想定しています。

### (立入調査)

- 第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、廃棄物などが不法投棄または放置並びに散乱している場所若しくは雑草の繁茂又はふん害の場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 【解説】

- 本条は、空き缶類、ごみくず等、廃品類などの廃棄物が不法投棄または放置並びに散乱している場所や雑草が生い茂っている場所、犬のふんが放置されている場所に町職員が立ち入り、その現状などについて調査できることを規定しています。
- 「必要な調査」とは、例えば調査が必要と認められた場所やその周辺の状況、土地の

所有者等について調査を行うこととなります。

○「身分を示す証明書」

本町の職員は、顔写真がついた証明書を所持しています。本条における調査の際には、これを提示することとなります。

(指導)

第20条 町長は、住民等、事業者及び土地の所有者に対し、廃棄物などの不法投棄、放置及び散乱並びにふん害及び雑草類の繁茂の防止をする上で必要な指導を行うことができる。

【解説】

○本条は、空き缶類、ごみくず等、廃品類などの廃棄物の不法投棄、放置及び散乱を防止するため、また雑草類が生い茂ったり、犬のふんの被害を防止するために指導を行うことができることを規定しています。

○この条例の施行後、不法投棄の現状などを踏まえ、必要な措置として町長の勧告、命令、公表に関する規定などが必要かどうか検討することとなります。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

○条例の施行にあたって、条例のみでは規定できない内容については、別に規定することを明示しています。この条例を施行し、美しいまちづくりを推進するにあたって、必要な事項については、町長の判断により別途に定めることができるものです。

○「規則」は、町長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(田子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

2 田子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第十条第4項を第6項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 審議会は、町長の諮問により美しいまちづくりに関する事項を調査審議し、その結果を答申する。

5 審議会は、美しいまちづくりに関する事項について必要があると認めるときは、町長に対し意見を述べることができる。

(田子町廃棄物減量等推進員設置要綱の廃止)

3 田子町廃棄物減量等推進員設置要綱は、廃止する。